



島根県報

平成19年 2 月16日 (金)
第 1,854 号

(毎週火・金曜日発行)

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

告 示

平成18年度第 4 次自衛官募集	(消 防 防 災 課)	1
生活保護法の規定による医療扶助を担当する機関の指定	(地 域 福 祉 課)	2
生活保護法の規定による指定医療機関の事業廃止の届出	(")	2
生活保護法の規定による介護機関の指定	(")	2
生活保護法の規定による指定介護機関の事業廃止の届出	(")	3
保安林予定森林	(森 林 整 備 課)	4
保安林の指定施業要件の変更	(")	4
漁業災害補償法の規定に基づく同意	(水 産 課)	4
国土調査の指定	(用 地 対 策 課)	10
地籍調査の成果の認証	(")	11
島根県営住宅条例の規定に基づく利便性に係る数値	(建 築 住 宅 課)	11

公 告

公共測量の実施	(用 地 対 策 課)	17
---------	-------------	----

選管告示

不在者投票を行うことができる施設の指定の取消	17
不在者投票を行うことができる施設の指定	17
不在者投票を行うことができる施設の名称等の変更	18

正 誤

平成19年 1 月23日付け島根県報第1,847号中	(障 害 者 福 祉 課)	19
平成19年 1 月30日付け島根県報第1,849号中	(会 計 課)	19

告

示

島根県告示第124号

自衛隊法施行令（昭和29年政令第179号）第114条及び第117条第 1 項並びに第118条の規定に基づき、平成18年度第 4 次自衛官募集の募集期間、試験期日、試験場等を次のとおり告示する。

平成19年 2 月16日

島根県知事 澄 田 信 義

1 採用する自衛官

男性のみ 2 等陸士・2 等海士 若干名

2 募集期間

平成19年 2 月16日（金）から平成19年 2 月27日（火）まで

3 試験期日

平成19年 3 月 1 日（木）

4 試験場の位置及び名称

出雲市松寄下町1142 - 1 (電話0853 (21) 1045)

陸上自衛隊出雲駐屯地

5 採用予定日

平成19年3月下旬又は4月

6 その他

(1) 応募資格

日本国籍を有し、採用予定月の1日現在18歳以上27歳未満の男性

(2) 試験科目

ア 筆記試験(国語・数学・社会・作文)

イ 口述試験

ウ 適性検査

エ 身体検査

- (3) この試験に関する問合せは、自衛隊島根地方協力本部(松江市学園1丁目1 - 14 電話0852 (21) 0015)に連絡すること。

島根県告示第125号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定により、同法による医療扶助を担当する機関を次のとおり指定したので、同法第55条の2第1号の規定により告示する。

平成19年2月16日

島根県知事 澄 田 信 義

医 療 機 関 の 名 称	所 在 地	指定年月日
ひよこ薬局	浜田市熱田町541 - 1	平成19年2月1日

島根県告示第126号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第50条の2の規定により、次のとおり指定医療機関の事業の廃止の届出があったので、同法第55条の2第2号の規定により告示する。

平成19年2月16日

島根県知事 澄 田 信 義

医 療 機 関 の 名 称	所 在 地	廃止年月日
渡辺歯科医院	益田市遠田町2665 - 1	平成18年12月31日

島根県告示第127号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第1項の規定により、同法による介護扶助を担当する機関を次のとおり指定したので、同法第55条の2第1号の規定により告示する。

平成19年2月16日

島根県知事 澄 田 信 義

事 業 者		実施する事業	事 業 所		指 定 年月日
名 称	主たる事務所の所在地		名 称	所 在 地	
医療法人 入澤クリニック	松江市八幡町285 - 6	訪問看護	入澤クリニック	松江市八幡町285 - 6	平成19年 1 月22日
医療法人 入澤クリニック	松江市八幡町285 - 6	居宅療養管理指導	入澤クリニック	松江市八幡町285 - 6	平成19年 1 月22日
医療法人 入澤クリニック	松江市八幡町285 - 6	介護予防訪問看護	入澤クリニック	松江市八幡町285 - 6	平成19年 1 月22日
医療法人 入澤クリニック	松江市八幡町285 - 6	介護予防居宅療養管理指導	入澤クリニック	松江市八幡町285 - 6	平成19年 1 月22日

島根県告示第128号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の 2 第 4 項において準用する同法第50条の 2 の規定により、次のとおり指定介護機関の事業の廃止の届出があったので、同法第55条の 2 第 2 号の規定により告示する。

平成19年 2 月16日

島根県知事 澄 田 信 義

事 業 者		廃止する事業	事 業 所		廃 止 年月日
名 称	主たる事務所の所在地		名 称	所 在 地	
医療法人 入澤クリニック	松江市矢田町36 - 3	訪問看護	入澤クリニック	松江市矢田町36 - 3	平成17年 6 月15日
医療法人 入澤クリニック	松江市矢田町36 - 3	居宅療養管理指導	入澤クリニック	松江市矢田町36 - 3	平成17年 6 月15日
増原 吉郎	出雲市今市町882 - 5	居宅療養管理指導	増原歯科医院	出雲市今市町882 - 5	平成18年 10月31日
増原 吉郎	出雲市今市町882 - 5	介護予防居宅療養管理指導	増原歯科医院	出雲市今市町882 - 5	平成18年 10月31日
原 礼	簸川郡斐川町学頭 693 - 3	居宅療養管理指導	原歯科医院	簸川郡斐川町学頭 693 - 2	平成18年 9 月26日
原 礼	簸川郡斐川町学頭 693 - 3	介護予防居宅療養管理指導	原歯科医院	簸川郡斐川町学頭 693 - 2	平成18年 9 月26日
有限会社 第一薬局	浜田市黒川町167 - 4	居宅療養管理指導	有限会社 第一薬局	浜田市黒川町167 - 4	平成18年 12月16日
有限会社 第一薬局	浜田市黒川町167 - 4	介護予防居宅療養管理指導	有限会社 第一薬局	浜田市黒川町167 - 4	平成18年 12月16日
渡邊 晃	益田市遠田町2665 - 1	居宅療養管理指導	渡辺歯科医院	益田市遠田町2665 - 1	平成18年 12月31日
渡邊 晃	益田市遠田町2665 - 1	介護予防居宅療養管理指導	渡辺歯科医院	益田市遠田町2665 - 1	平成18年 12月31日

島根県告示第129号

次の森林を保安林予定森林としたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成19年2月16日

島根県知事 澄 田 信 義

1 保安林予定森林の所在場所

松江市美保関町菅浦1225 - 1 から1225 - 3 まで

2 指定の目的

土砂の崩壊の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び松江市役所に備え置いて縦覧に供する。）

島根県告示第130号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成19年2月16日

島根県知事 澄 田 信 義

1 指定施業要件の変更の予定に係る保安林の所在場所と指定の目的 次に掲げる告示（重要流域（平成12年2月24日農林水産省告示第283号で指定された重要流域をいう。）に係るものに限る。）で定めるところによる。

平成2年8月8日農林水産省告示第1030号（一、三に係るものに限る）

2 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法 変更しない。

(2) 立木の伐採の限度 変更後の立木の伐採の限度は、次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び浜田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

島根県告示第131号

次の加入区の漁業の区分については、漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第108条第2項の規定による同意があったと認めたので、同条第5項において準用する同法第105条の2第4項の規定により告示する。

平成19年2月16日

島根県知事 澄 田 信 義

1 (1) 加入区の名称

美保関町加入区

(2) 加入区の区域

漁業協同組合ＪＦしまね美保関支所の地区の区域

(3) 漁業の区分

漁業災害補償法に規定する加入区の設定（平成14年島根県告示第1091号）の漁業災害補償法第104条第 2 号に掲げる漁業の表 1 の項漁業の区分の欄の 1 に掲げる漁業の区分

2 (1) 加入区の名称

島根町加入区

(2) 加入区の区域

漁業協同組合 J F しまね島根町支所の地区の区域

(3) 漁業の区分

漁業災害補償法に規定する加入区の設定（平成14年島根県告示第1091号）の漁業災害補償法第104条第 2 号に掲げる漁業の表 2 の項漁業の区分の欄の 1 に掲げる漁業の区分

3 (1) 加入区の名称

恵曇・御津加入区

(2) 加入区の区域

漁業協同組合 J F しまね恵曇支所の地区のうち魚瀬・秋鹿連絡所を除く区域

(3) 漁業の区分

漁業災害補償法に規定する加入区の設定（平成14年島根県告示第1091号）の漁業災害補償法第104条第 2 号に掲げる漁業の表 3 の項漁業の区分の欄の 5 に掲げる漁業の区分

4 (1) 加入区の名称

恵曇・御津加入区

(2) 加入区の区域

漁業協同組合 J F しまね恵曇支所の地区のうち魚瀬・秋鹿連絡所を除く区域

(3) 漁業の区分

漁業災害補償法に規定する加入区の設定（平成14年島根県告示第1091号）の漁業災害補償法第104条第 2 号に掲げる漁業の表 3 の項漁業の区分の欄の 6 に掲げる漁業の区分

5 (1) 加入区の名称

恵曇・御津加入区

(2) 加入区の区域

漁業協同組合 J F しまね恵曇支所の地区のうち魚瀬・秋鹿連絡所を除く区域

(3) 漁業の区分

漁業災害補償法に規定する加入区の設定（平成14年島根県告示第1091号）の漁業災害補償法第104条第 2 号に掲げる漁業の表 3 の項漁業の区分の欄の 8 に掲げる漁業の区分

6 (1) 加入区の名称

平田加入区

(2) 加入区の区域

漁業協同組合 J F しまね平田支所の地区の区域

(3) 漁業の区分

漁業災害補償法に規定する加入区の設定（平成14年島根県告示第1091号）の漁業災害補償法第104条第 2 号に掲げる漁業の表 5 の項漁業の区分の欄の 4 に掲げる漁業の区分

7 (1) 加入区の名称

平田加入区

(2) 加入区の区域

漁業協同組合 J F しまね平田支所の地区の区域

(3) 漁業の区分

漁業災害補償法に規定する加入区の設定（平成14年島根県告示第1091号）の漁業災害補償法第104条第 2 号に掲げる漁業の表 5 の項漁業の区分の欄の 5 に掲げる漁業の区分

8(1) 加入区の名称

平田加入区

(2) 加入区の区域

漁業協同組合 J F しまね平田支所の地区の区域

(3) 漁業の区分

漁業災害補償法に規定する加入区の設定（平成14年島根県告示第1091号）の漁業災害補償法第104条第 2 号に掲げる漁業の表 5 の項漁業の区分の欄の 6 に掲げる漁業の区分

9(1) 加入区の名称

平田加入区

(2) 加入区の区域

漁業協同組合 J F しまね平田支所の地区の区域

(3) 漁業の区分

漁業災害補償法に規定する加入区の設定（平成14年島根県告示第1091号）の漁業災害補償法第104条第 2 号に掲げる漁業の表 5 の項漁業の区分の欄の 8 に掲げる漁業の区分

10(1) 加入区の名称

平田加入区

(2) 加入区の区域

漁業協同組合 J F しまね平田支所の地区の区域

(3) 漁業の区分

漁業災害補償法に規定する加入区の設定（平成14年島根県告示第1091号）の漁業災害補償法第104条第 2 号に掲げる漁業の表 5 の項漁業の区分の欄の 9 に掲げる漁業の区分

11(1) 加入区の名称

平田加入区

(2) 加入区の区域

漁業協同組合 J F しまね平田支所の地区の区域

(3) 漁業の区分

漁業災害補償法に規定する加入区の設定（平成14年島根県告示第1091号）の漁業災害補償法第104条第 2 号に掲げる漁業の表 5 の項漁業の区分の欄の10に掲げる漁業の区分

12(1) 加入区の名称

大社町・湖陵町・多伎町加入区

(2) 加入区の区域

漁業協同組合 J F しまね大社支所の地区の区域

(3) 漁業の区分

漁業災害補償法に規定する加入区の設定（平成14年島根県告示第1091号）の漁業災害補償法第104条第 2 号に掲げる漁業の表 6 の項漁業の区分の欄の 1 に掲げる漁業の区分

13(1) 加入区の名称

大社町・湖陵町・多伎町加入区

(2) 加入区の区域

漁業協同組合 J F しまね大社支所の地区の区域

(3) 漁業の区分

漁業災害補償法に規定する加入区の設定（平成14年島根県告示第1091号）の漁業災害補償法第104条第 2 号に掲げる

る漁業の表 6 の項漁業の区分の欄の 3 に掲げる漁業の区分

14 (1) 加入区の名称

大社町・湖陵町・多伎町加入区

(2) 加入区の区域

漁業協同組合 J F しまね大社支所の地区の区域

(3) 漁業の区分

漁業災害補償法に規定する加入区の設定（平成14年島根県告示第1091号）の漁業災害補償法第104条第 2 号に掲げる漁業の表 6 の項漁業の区分の欄の 4 に掲げる漁業の区分

15(1) 加入区の名称

大社町・湖陵町・多伎町加入区

(2) 加入区の区域

漁業協同組合 J F しまね大社支所の地区の区域

(3) 漁業の区分

漁業災害補償法に規定する加入区の設定（平成14年島根県告示第1091号）の漁業災害補償法第104条第 2 号に掲げる漁業の表 6 の項漁業の区分の欄の 6 に掲げる漁業の区分

16(1) 加入区の名称

大田市加入区

(2) 加入区の区域

漁業協同組合 J F しまね大田支所の地区のうち、久手出張所の区域

(3) 漁業の区分

漁業災害補償法に規定する加入区の設定（平成14年島根県告示第1091号）の漁業災害補償法第104条第 2 号に掲げる漁業の表 7 の項漁業の区分の欄の 5 に掲げる漁業の区分

17(1) 加入区の名称

大田市加入区

(2) 加入区の区域

漁業協同組合 J F しまね大田支所の地区のうち、久手出張所の区域

(3) 漁業の区分

漁業災害補償法に規定する加入区の設定（平成14年島根県告示第1091号）の漁業災害補償法第104条第 2 号に掲げる漁業の表 7 の項漁業の区分の欄の 8 に掲げる漁業の区分

18(1) 加入区の名称

和江加入区

(2) 加入区の区域

漁業協同組合 J F しまね大田支所の地区のうち、久手出張所及び五十猛出張所を除く区域

(3) 漁業の区分

漁業災害補償法に規定する加入区の設定（平成14年島根県告示第1091号）の漁業災害補償法第104条第 2 号に掲げる漁業の表 8 の項漁業の区分の欄の 3 に掲げる漁業の区分

19(1) 加入区の名称

五十猛加入区

(2) 加入区の区域

漁業協同組合 J F しまね大田支所の地区のうち、五十猛出張所の区域

(3) 漁業の区分

漁業災害補償法に規定する加入区の設定（平成14年島根県告示第1091号）の漁業災害補償法第104条第 2 号に掲げる漁業の表 9 の項漁業の区分の欄の 3 に掲げる漁業の区分

20(1) 加入区の名称

仁摩町加入区

(2) 加入区の区域

漁業協同組合 J F しまね仁摩支所の地区のうち、温泉津出張所を除く区域

(3) 漁業の区分

漁業災害補償法に規定する加入区の設定（平成14年島根県告示第1091号）の漁業災害補償法第104条第 2 号に掲げる漁業の表10の項漁業の区分の欄の 1 に掲げる漁業の区分

21(1) 加入区の名称

温泉津町加入区

(2) 加入区の区域

漁業協同組合 J F しまね仁摩支所の地区のうち、温泉津出張所の区域

(3) 漁業の区分

漁業災害補償法に規定する加入区の設定（平成14年島根県告示第1091号）の漁業災害補償法第104条第 2 号に掲げる漁業の表11の項漁業の区分の欄の 1 に掲げる漁業の区分

22(1) 加入区の名称

温泉津町加入区

(2) 加入区の区域

漁業協同組合 J F しまね仁摩支所の地区のうち、温泉津出張所の区域

(3) 漁業の区分

漁業災害補償法に規定する加入区の設定（平成14年島根県告示第1091号）の漁業災害補償法第104条第 2 号に掲げる漁業の表11の項漁業の区分の欄の 2 に掲げる漁業の区分

23(1) 加入区の名称

温泉津町加入区

(2) 加入区の区域

漁業協同組合 J F しまね仁摩支所の地区のうち、温泉津出張所の区域

(3) 漁業の区分

漁業災害補償法に規定する加入区の設定（平成14年島根県告示第1091号）の漁業災害補償法第104条第 2 号に掲げる漁業の表11の項漁業の区分の欄の 3 に掲げる漁業の区分

24(1) 加入区の名称

浜田市加入区

(2) 加入区の区域

漁業協同組合 J F しまね浜田支所の地区のうち、江津出張所及び三隅出張所を除く区域

(3) 漁業の区分

漁業災害補償法に規定する加入区の設定（平成14年島根県告示第1091号）の漁業災害補償法第104条第 2 号に掲げる漁業の表13の項漁業の区分の欄の 1 に掲げる漁業の区分

25(1) 加入区の名称

益田市加入区

(2) 加入区の区域

漁業協同組合 J F しまね益田支所の地区の区域

(3) 漁業の区分

漁業災害補償法に規定する加入区の設定（平成14年島根県告示第1091号）の漁業災害補償法第104条第 2 号に掲げる漁業の表15の項漁業の区分の欄の 1 に掲げる漁業の区分

26(1) 加入区の名称

益田市加入区

(2) 加入区の区域

漁業協同組合 J F しまね益田支所の地区の区域

(3) 漁業の区分

漁業災害補償法に規定する加入区の設定（平成14年島根県告示第1091号）の漁業災害補償法第104条第 2 号に掲げる漁業の表15の項漁業の区分の欄の 3 に掲げる漁業の区分

27(1) 加入区の名称

益田市加入区

(2) 加入区の区域

漁業協同組合 J F しまね益田支所の地区の区域

(3) 漁業の区分

漁業災害補償法に規定する加入区の設定（平成14年島根県告示第1091号）の漁業災害補償法第104条第 2 号に掲げる漁業の表15の項漁業の区分の欄の 4 に掲げる漁業の区分

28(1) 加入区の名称

益田市加入区

(2) 加入区の区域

漁業協同組合 J F しまね益田支所の地区の区域

(3) 漁業の区分

漁業災害補償法に規定する加入区の設定（平成14年島根県告示第1091号）の漁業災害補償法第104条第 2 号に掲げる漁業の表15の項漁業の区分の欄の 5 に掲げる漁業の区分

29(1) 加入区の名称

中村加入区

(2) 加入区の区域

漁業協同組合 J F しまね西郷支所の地区のうち、中村出張所の区域

(3) 漁業の区分

漁業災害補償法に規定する加入区の設定（平成14年島根県告示第1091号）の漁業災害補償法第104条第 2 号に掲げる漁業の表16の項漁業の区分の欄に掲げる漁業の区分

30(1) 加入区の名称

五箇・都万加入区

(2) 加入区の区域

漁業協同組合 J F しまね西郷支所の地区のうち、五箇出張所及び都万出張所の区域

(3) 漁業の区分

漁業災害補償法に規定する加入区の設定（平成14年島根県告示第1091号）の漁業災害補償法第104条第 2 号に掲げる漁業の表17の項漁業の区分の欄の 6 に掲げる漁業の区分

31(1) 加入区の名称

西郷加入区

(2) 加入区の区域

漁業協同組合 J F しまね西郷支所の地区のうち、五箇出張所及び都万出張所の地区を除く区域

(3) 漁業の区分

漁業災害補償法に規定する加入区の設定（平成14年島根県告示第1091号）の漁業災害補償法第104条第 2 号に掲げる漁業の表19の項漁業の区分の欄の 1 に掲げる漁業の区分

32(1) 加入区の名称

西郷加入区

(2) 加入区の区域

漁業協同組合ＪＦしまね西郷支所の地区のうち、五箇出張所及び都万出張所の地区を除く区域

(3) 漁業の区分

漁業災害補償法に規定する加入区の設定（平成14年島根県告示第1091号）の漁業災害補償法第104条第2号に掲げる漁業の表19の項漁業の区分の欄の2に掲げる漁業の区分

33(1) 加入区の名称

西郷加入区

(2) 加入区の区域

漁業協同組合ＪＦしまね西郷支所の地区のうち、五箇出張所及び都万出張所の地区を除く区域

(3) 漁業の区分

漁業災害補償法に規定する加入区の設定（平成14年島根県告示第1091号）の漁業災害補償法第104条第2号に掲げる漁業の表19の項漁業の区分の欄の6に掲げる漁業の区分

34(1) 加入区の名称

西郷加入区

(2) 加入区の区域

漁業協同組合ＪＦしまね西郷支所の地区のうち、五箇出張所及び都万出張所の地区を除く区域

(3) 漁業の区分

漁業災害補償法に規定する加入区の設定（平成14年島根県告示第1091号）の漁業災害補償法第104条第2号に掲げる漁業の表19の項漁業の区分の欄の7に掲げる漁業の区分

35(1) 加入区の名称

浦郷加入区

(2) 加入区の区域

漁業協同組合ＪＦしまね浦郷支所の地区のうち、知夫出張所の地区を除く区域

(3) 漁業の区分

漁業災害補償法に規定する加入区の設定（平成14年島根県告示第1091号）の漁業災害補償法第104条第2号に掲げる漁業の表20の項漁業の区分の欄の1に掲げる漁業の区分

36(1) 加入区の名称

知夫村加入区

(2) 加入区の区域

漁業協同組合ＪＦしまね浦郷支所の地区のうち、知夫出張所の区域

(3) 漁業の区分

漁業災害補償法に規定する加入区の設定（平成14年島根県告示第1091号）の漁業災害補償法第104条第2号に掲げる漁業の表22の項漁業の区分の欄の2に掲げる漁業の区分

島根県告示第132号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第6条第3項の規定により、次の地籍調査を国土調査として指定したので、同条第5項の規定により告示する。

平成19年2月16日

島根県知事 澄 田 信 義

国土調査として 指定した年月日	調査を行う者の名称	調 査 地 域	調 査 期 間
平成19年 2 月 7 日	奥出雲町	横田地区	告示の日から平成19年 6 月29日まで

島根県告示第133号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第 2 項の規定に基づき、地籍調査の成果を次のとおり認証したので、同条第 4 項の規定により告示する。

平成19年 2 月16日

島根県知事 澄 田 信 義

調査を行った者の名称	調査を行った時期	成 果 の 名 称		調査を行った地域	認証年月日
		地 籍 図	地 籍 簿		
津和野町	平成15年度～18年度	30枚	1 冊	溪村 - 1・溪村 - 1 圃場整備地区	平成19年 2 月 7 日
津和野町	平成15年度～18年度	25枚	1 冊	商人 - 2	平成19年 2 月 7 日
松江市	平成15年度～18年度	15枚	1 冊	東津田	平成19年 2 月 7 日
松江市	平成17年度～18年度	14枚	1 冊	西川津・下東川津地区	平成19年 2 月 7 日
出雲市	平成12年度～18年度	49枚	1 冊	日御碕（C）地区	平成19年 2 月 7 日
安来市	平成17年度～18年度	51枚	1 冊	東 7	平成19年 2 月 7 日

島根県告示第134号

島根県営住宅条例（昭和34年島根県条例第49号）第12条第 2 項の規定に基づき、利便性に係る数値を次のとおり定めたので、島根県営住宅条例施行規則（昭和37年島根県規則第64号）第 6 条の規定により告示し、平成19年 4 月 1 日から施行する。

島根県営住宅条例の規定に基づく利便性に係る数値（平成16年島根県告示第291号）は、廃止する。

平成19年 2 月16日

島根県知事 澄 田 信 義

所 在 地	団地の名称	区 分	建設年度	利便性に係る数値
松江市	幸町	高層耐火構造10階建	平成 2	0.99
			平成 4	
	長者原	中層耐火構造 4 階建	昭和60	0.92
		中層耐火構造 3 階建	昭和60	
	山代	耐火構造 2 階建	平成 6	0.96
	古志原	中層耐火構造 4 階建	平成 3	0.93
			平成 4	
			平成 5	
	浜佐陀	中層耐火構造 4 階建	平成 4	0.90
		中層耐火構造 3 階建	平成 3	
	淞北台	中層耐火構造 4 階建	昭和43	0.90

		昭和44	
		昭和45	
		昭和46	
		昭和47	
第二山代	中層耐火構造 4 階建	昭和57	0.95
		昭和58	
		昭和59	
	簡易耐火構造 2 階建	昭和52	0.94
八幡	中層耐火構造 4 階建	昭和48	0.91
		昭和49	
八重垣	中層耐火構造 4 階建	昭和50	0.90
		昭和52	
		昭和53	
茶臼山	中層耐火構造 4 階建	昭和53	0.94
		昭和54	0.95
比津が丘	高層耐火構造10階建	昭和54	0.93
		昭和55	
	高層耐火構造 9 階建	昭和56	
	中層耐火構造 4 階建	昭和55	
	中層耐火構造 3 階建	昭和56	
		昭和57	
湖北	中層耐火構造 4 階建	昭和57	0.88
東津田	中層耐火構造 4 階建	昭和57	0.91
		昭和58	
第二湫北台	中層耐火構造 3 階建	昭和59	0.92
		昭和60	
		昭和61	
		昭和62	
新古曾志	中層耐火構造 3 階建	昭和62	0.91
		昭和63	
		平成元	
		平成 2	
		平成 3	
		平成 4	
津田明神	中層耐火構造 4 階建	昭和62	0.94
西津田	中層耐火構造 4 階建	昭和63	0.92
東光台	耐火構造 2 階建	平成 3	0.92
古江	中層耐火構造 4 階建	平成13	0.91
	中層耐火構造 3 階建	平成13	
湯町	簡易耐火構造 2 階建	昭和50	0.79
宍道緑が丘	中層耐火構造 3 階建	平成13	0.83
	耐火構造 2 階建	平成13	

浜田市	熱田	簡易耐火構造平家建	昭和34	0.90
	瀬戸ヶ島	簡易耐火構造平家建	昭和35	0.94
	緑ヶ丘	高層耐火構造10階建	平成 5	0.99
	周布	中層耐火構造 3 階建	昭和63	0.92
			平成元	
	小福井	簡易耐火構造平家建	昭和42	0.92
			昭和43	
	汐入	中層耐火構造 4 階建	昭和52	0.95
			昭和53	
			昭和55	0.94
			平成 7	0.97
			平成 8	
			平成 9	
		簡易耐火構造 2 階建	昭和55	0.95
	内田	簡易耐火構造平家建	昭和44	0.88
	浜田漁民	中層耐火構造 4 階建	昭和45	0.94
			昭和46	
	二反田	中層耐火構造 3 階建	平成 9	0.99
			平成10	
	石原	中層耐火構造 4 階建	昭和54	0.95
			昭和55	
	黒川	中層耐火構造 4 階建	昭和57	0.97
			昭和59	
	日脚	中層耐火構造 3 階建	昭和60	0.94
			昭和61	
			昭和62	
			昭和63	
	笠柄	中層耐火構造 3 階建	平成元	0.97
			平成 2	
			平成 3	
			平成 4	
			平成 5	
	旭インター	木造 2 階建	平成13	0.90
	三隅駅前	中層耐火構造 4 階建	昭和58	0.88
	向野田	木造 2 階建	昭和58	0.87
	第二向野田	木造 2 階建	昭和58	0.87
出雲市	天神	中層耐火構造 4 階建	昭和42	0.97
			昭和44	
			平成 5	0.98
			平成 6	
		中層耐火構造 3 階建	平成 3	0.98
			平成 4	

			平成 6	
	上島	簡易耐火構造 2 階建	昭和39	0.90
	古志	中層耐火構造 4 階建	昭和45	0.95
			昭和46	
	小山	中層耐火構造 4 階建	昭和47	0.97
			昭和48	
			昭和49	
			昭和50	
	一の谷	中層耐火構造 4 階建	昭和53	0.96
			昭和54	
	大津	中層耐火構造 4 階建	昭和56	0.97
			昭和57	
			昭和58	
			昭和59	
		中層耐火構造 3 階建	昭和58	
	塩冶	中層耐火構造 4 階建	昭和62	0.98
		中層耐火構造 3 階建	昭和60	
	有原	中層耐火構造 3 階建	平成元	0.98
			平成 2	
	今市	高層耐火構造 5 階建	平成16	1.00
		耐火構造 2 階建	平成14	
	灘分	中層耐火構造 3 階建	平成 6	0.97
	牧戸	中層耐火構造 4 階建	昭和49	0.95
		中層耐火構造 3 階建	平成11	0.98
			平成12	
	小境	中層耐火構造 3 階建	昭和58	0.94
			昭和59	
			昭和60	
		簡易耐火構造 2 階建	昭和56	
			昭和61	
	駅南	中層耐火構造 3 階建	平成 5	1.00
	山内	中層耐火構造 3 階建	平成13	0.97
			平成14	
		耐火構造 2 階建	平成13	
			平成14	
益田市	染羽	中層耐火構造 3 階建	昭和58	0.97
	沖田	中層耐火構造 3 階建	昭和63	0.98
	久城	簡易耐火構造 2 階建	昭和47	0.98
			昭和48	
			昭和49	
		耐火構造 2 階建	平成17	1.00
			平成18	

	久城東	中層耐火構造 3 階建	昭和61	0.97
	矢田	中層耐火構造 3 階建	平成元	0.96
	高津	中層耐火構造 4 階建	平成 3	0.98
			平成 5	
			平成 6	
		中層耐火構造 3 階建	平成 4	
	原浜	中層耐火構造 4 階建	昭和55	0.96
			昭和58	
		中層耐火構造 3 階建	昭和57	
	高角	中層耐火構造 3 階建	昭和58	0.96
			昭和59	
			昭和60	
			昭和61	
			平成元	
	土井	木造 2 階建	昭和58	0.93
	新矢田	中層耐火構造 3 階建	昭和62	0.98
	吉田南	中層耐火構造 3 階建	平成 3	0.98
			平成 4	
			平成 5	
	飯田	中層耐火構造 3 階建	平成 7	0.99
			平成 8	
			平成 9	
	吉田	高層耐火構造 6 階建	平成14	1.00
	仙道	簡易耐火構造平家建	昭和52	0.90
			昭和53	
			昭和55	
	山稜	簡易耐火構造平家建	昭和51	0.90
	川東	簡易耐火構造平家建	昭和54	0.90
	椎ノ木	簡易耐火構造平家建	昭和56	0.90
大田市	沢田	中層耐火構造 3 階建	平成10	0.98
			平成11	
			平成12	
			平成18	
	諸友	中層耐火構造 3 階建	昭和54	0.97
			昭和55	
安来市	臼井	中層耐火構造 3 階建	平成17	1.00
		耐火構造 2 階建	平成16	
			平成18	
	東臼井	中層耐火構造 4 階建	平成11	1.00
			平成12	
		中層耐火構造 3 階建	平成12	
		耐火構造 2 階建	平成11	

	神塚	中層耐火構造 3 階建	平成10	0.99
			平成11	
	和田	中層耐火構造 4 階建	昭和58	0.97
			昭和59	
			昭和61	
			昭和62	
江津市	星島	簡易耐火構造平家建	昭和42	0.93
			昭和43	
	沖の浜	簡易耐火構造 2 階建	昭和51	0.91
			昭和53	
	新星島	中層耐火構造 4 階建	昭和54	0.96
			昭和55	
			昭和57	
	青山	中層耐火構造 3 階建	昭和58	0.95
			昭和59	
			昭和60	
			昭和61	
	渡津	中層耐火構造 3 階建	平成 6	0.98
			平成 7	
雲南市	上郡	中層耐火構造 3 階建	昭和56	0.93
八束郡東出雲町	揖屋	中層耐火構造 4 階建	昭和40	0.97
			昭和41	
			平成元	0.98
		中層耐火構造 3 階建	平成元	0.98
	羽入	中層耐火構造 4 階建	昭和53	0.94
			昭和54	
		簡易耐火構造 2 階建	昭和53	
飯石郡飯南町	赤名	簡易耐火構造 2 階建	昭和53	0.90
			昭和54	
			昭和55	
簸川郡斐川町	直江	中層耐火構造 3 階建	昭和61	0.96
			昭和63	
			平成 2	
	荘原	中層耐火構造 3 階建	平成 7	0.99
			平成 8	
			平成 9	
鹿足郡津和野町	桂川	簡易耐火構造 2 階建	昭和53	0.96
			昭和54	
	青原	簡易耐火構造 2 階建	昭和50	0.91
鹿足郡吉賀町	溝上	簡易耐火構造 2 階建	昭和50	0.93
			昭和51	

			昭和53	
	皆富	簡易耐火構造 2 階建	昭和55	0.93
			昭和56	
隠岐郡西ノ島町	新由良	木造 2 階建	平成12	0.98
		木造平屋建	平成12	
隠岐郡隠岐の島町	船原	中層耐火構造 3 階建	平成12	0.97
	宮城ヶ丘	中層耐火構造 3 階建	昭和54	0.95
			昭和55	
			昭和56	
	月無	中層耐火構造 3 階建	平成11	0.97

公 告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第 1 項の規定により、公共測量の実施について国土交通省中国地方整備局松江国道事務所長から次のとおり通知を受けたので、同法第39条において準用する同法第14条第 3 項の規定により公告する。

平成19年 2 月16日

島根県知事 澄 田 信 義

1 作業種類

公共測量（基準点測量）

2 作業期間

平成19年 2 月13日から平成19年 3 月20日まで

3 作業地域

大田市仁摩町馬路地区

選 挙 管 理 委 員 会 告 示

島根県選挙管理委員会告示第11号

公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第55条第 2 項及び第 4 項第 2 号、漁業法施行令（昭和25年政令第30号）第 9 条の規定により準用する公職選挙法施行令第55条第 2 項及び第 4 項第 2 号並びに農業委員会等に関する法律施行令（昭和26年政令第78号）第 6 条の規定により準用する公職選挙法施行令第55条第 2 項及び第 4 項第 2 号の規定による不在者投票を行うことができる施設について、次のとおり指定を取り消した。

平成19年 2 月16日

島根県選挙管理委員会委員長 津 田 和 美

指定を取り消した施設

名 称	所 在 地	指定取消年月日
特別養護老人ホーム梅里苑	雲南市三刀屋町三刀屋1212番地32	平成19年 2 月 2 日

島根県選挙管理委員会告示第12号

公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第55条第 2 項及び第 4 項第 2 号、漁業法施行令（昭和25年政令第30号）第 9

条の規定により準用する公職選挙法施行令第55条第2項及び第4項第2号並びに農業委員会等に関する法律施行令（昭和26年政令第78号）第6条の規定により準用する公職選挙法施行令第55条第2項及び第4項第2号の規定による不在者投票を行うことができる施設について、次のとおり指定した。

平成19年2月16日

島根県選挙管理委員会委員長 津 田 和 美

指定をした施設

施 設 の 名 称	所 在 地	指定年月日
社会福祉法人有隣会特別養護老人ホーム梅里苑	雲南市三刀屋町三刀屋1326番地8	平成19年2月2日
医療法人沖縄徳洲会出雲徳洲会病院	簸川郡斐川町大字直江町3964番地1	平成19年2月2日
住宅型有料老人ホーム有福	江津市有福温泉町546番地	平成19年2月2日

島根県選挙管理委員会告示第13号

公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第55条第2項及び第4項第2号、漁業法施行令（昭和25年政令第30号）第9条の規定により準用する公職選挙法施行令第55条第2項及び第4項第2号並びに農業委員会等に関する法律施行令（昭和26年政令第78号）第6条の規定により準用する公職選挙法施行令第55条第2項及び第4項第2号の規定による不在者投票を行うことができる施設について、次のとおり変更があった。

平成19年2月16日

島根県選挙管理委員会委員長 津 田 和 美

変更のあった施設

施 設 の 名 称 及 び 所 在 地		変更事項	変 更 後
名 称	所 在 地		
仁多老人保健施設	仁多郡奥出雲町三成228番地3	施設の名称	奥出雲介護老人保健施設
六日市町外二ヶ町村養護老人ホーム組合養護老人ホーム銀杏寮	鹿足郡六日市町大字六日市263番地	施設の名称	鹿足郡養護老人ホーム組合養護老人ホーム銀杏寮
		施設の所在地	鹿足郡吉賀町六日市263番地
老人保健施設ライフケア回春苑	松江市新庄町1172番地	施設の名称	介護老人保健施設ライフケア回春苑
医療法人昌林会老人保健施設昌寿苑	安来市安来町899番地1	施設の名称	医療法人昌林会介護老人保健施設昌寿苑
特別養護老人ホームゆうなぎ苑	松江市島根町大芦5707番地	施設の名称	介護老人保健施設ゆうなぎ苑
老人保健施設サンホームみずほ	邑智郡邑南町高見821番地1	施設の名称	介護老人保健施設サンホームみずほ
老人保健施設恵寿苑	大田市大田町大田イ860番地3	施設の名称	介護老人保健施設恵寿苑
養護老人ホーム大田市福寿園	大田市川合町川合2477番地	施設の所在地	大田市川合町川合2477番地1
老人保健施設悠々園	松江市川原町291番地1	施設の名称	介護老人保健施設悠々園
老人保健施設寿生苑	出雲市大津町3627番地8	施設の名称	介護老人保健施設寿生苑
		施設の所在地	出雲市上塩冶町2319番地2
老人保健施設さざんか	浜田市金城町七条八403番地	施設の名称	介護老人保健施設さざんか

老人保健施設ケアセンター喜南	松江市宍道町白石129番地 2	施設の名称	介護老人保健施設ケアセンター喜南
----------------	-----------------	-------	------------------

正

誤

平成18年 1 月23日付け島根県報第1,847号中に誤りがあったので、次のように訂正する。

ページ	箇 所	誤	正
1	目次中	指定障害福祉サービス事業者	指定自立支援医療機関

平成19年 1 月30日付け島根県報第1,849号中に誤りがあったので、次のように訂正する。

ページ	行	誤	正
1	下から 8	平成19年 2 月 1 日	平成19年 2 月19日
2	上から15	平成19年 2 月 1 日	平成19年 2 月19日

